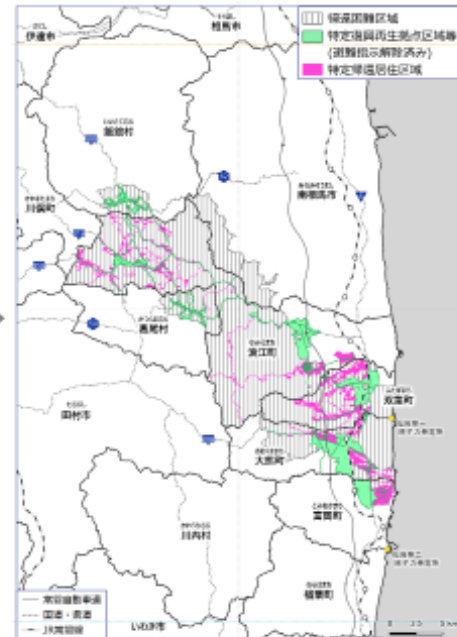




2013年8月時点
(区域の見直しが完了した時点)



2020年3月時点
(帰還困難区域を除く全ての避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示の解除)



2026年2月時点
(※南相馬市、葛尾村の特定帰還居住区域は個人の特定につながるため、非公表)

出典：経済産業省「原子力被災者支援（避難指示関係）」<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>、復興庁資料等より作成

※これまでの詳細な変遷については上記にて掲載。

2013年3月7日の復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合において、避難指示解除について、「年内を目途に一定の見解を示すべき」と指摘が示され、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（2013年12月20日閣議決定）の検討を踏まえ、避難指示解除手順が示されました。帰還住民の健康影響に対する不安に応えるため、相談員・相談員支援センター整備、個人線量の把握・管理、モニタリングを用いた被ばく低減対策や放射線による健康不安対策（リスクコミュニケーション事業）を行っています。

避難指示解除については、2020年3月までに、帰還困難区域を除く全ての避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示の解除を実現してきました。

帰還困難区域については、2020年3月のJR常磐線の全線開通にあわせ、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域に設定されている特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除が初めて行われ、2022年6月に葛尾村、大熊町、同年8月に双葉町、2023年3月に浪江町、同年4月に富岡町（夜の森、大菅両地区）、同年5月に飯舘村、同年11月に富岡町（小良ヶ浜、深谷両地区内）の避難指示が解除されたことで、特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除されました。また、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域外においては、2026年2月までに大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村に特定帰還居住区域が設定され、大熊町と双葉町では2023年12月、浪江町では2024年6月、富岡町では2024年9月から除染・家屋等の解体に着手したところです。引き続き、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていきます。なお、このほかに、川内村と広野町では町村の判断によって国による避難指示区域以外の地域でも避難が促されていましたが、川内村では2012年1月31日、広野町では2012年3月31日に解除されました。

最新の情報も含め、避難者の状況など、避難地域12市町村の詳細は福島県の復興情報ポータルサイト「ふくしま復興情報ポータルサイト」、経済産業省「原子力被災者支援（避難指示関係）」に掲載されています。

ふくしま復興情報ポータルサイト「避難区域の変遷について -解説-」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/cat01-more.html>

経済産業省「原子力被災者支援（避難指示関係）」

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2026年3月31日